

産業廃棄物焼却施設の改善及び使用の停止を命じました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第 15 条の 2 の 7 の規定により、本日、下記のとおり施設の改善及び使用の停止を命令したのでお知らせします。

記

1 施設の概要

- （1）施設の設置者：高木沢企業株式会社
- （2）施設の所在地：十日町市山谷 1403 番 7
- （3）処分の対象となる施設：廃棄物焼却施設（1 号炉）

2 処分の内容

- （1）平成 31 年 5 月 7 日までに、焼却施設の煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が、法第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する維持管理の技術上の基準に適合するよう改善すること。
- （2）本日から平成 31 年 5 月 7 日までの間、焼却施設の使用を停止すること。
ただし、当局が上記 2 (1) の改善を確認した場合はそれまでの間とする。なお、改善の内容を確認するために、当局の職員の立ち合いのもとで施設を稼働させる期間は除く。

3 処分の理由

平成 30 年 11 月 20 日に実施した立入検査時に採取した排ガス中のダイオキシン類の濃度が $18\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ であった。これは、法第 15 条の 2 の 3 第 1 項に規定する維持管理の技術上の基準（基準値： $10\text{ng-TEQ}/\text{m}^3$ ）に適合していないと認められるため。

本件についてのお問い合わせ先
新潟県南魚沼地域振興局健康福祉環境部
環境センター長 渡邊
電話：025-772-8154